

令和 3 年 9 月 吉日

野球場優先利用者各位

北勢中央公園管理事務所  
指定管理者 株式会社 名阪造園

### 令和 4 年度有料施設（野球場）優先利用について

いつも北勢中央公園有料施設（野球場）をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

野球場の優先利用につきまして、次年度からは別添「県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用取扱要綱」等に基づいて実施することとなりましたので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

主な変更点としては、

- ①指定管理者は、要綱第 3 条各号を満たすものに限り優先利用を許可すること（要綱第 3 条各号を満たさない大会については、優先利用を許可しないこと）、
- ②申請者は、申請書（様式第 1 号）により、大会ごとに申請すること、
- ③申請者は、その大会が要綱第 3 条各号を満たすものであることがわかる資料を合わせて提出すること、などです。

つきましては、同封のスケジュール表の一般開放日以外の日を参照の上、「県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用取扱要綱」に基づき、令和 4 年度有料施設優先利用申請を行っていただきますよう、宜しくお願い致します。

- 1 提出書類 申請書（様式第 1 号）及び添付資料
- 2 提出期限 令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 20 日まで

※申請の可否については令和 3 年 11 月 20 日までに通知させていただきます。

※許可見込みの申請者様には、日程調整会議（12 月 20 日頃を予定）の開催通知をお送りします。

お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

#### 【お問い合わせ・提出先】

〒512-1305 三重県四日市市西村町 1080  
県営北勢中央公園管理事務所まで（ご持参又はご郵送ください）  
TEL : 059-339-2319 FAX : 059-339-2740